

盲ろう者通訳・介助者派遣事業について

1. 派遣事業に関する周知について

令和7年度は以下のとおり、市町村・登録盲ろう者及び事業者等へ周知を実施。

毎月	・通訳・介助者に活動明細を送付する際、急なキャンセル時の取扱いについて周知を行った。
4月	・周知チラシ「盲ろう者(児)の支援について」を府内市町村へ送付し周知を行った。
6月	・盲ろう者に登録名簿を送付する際、府外への派遣について周知を行った。 ・指定居宅サービス事業者等集団指導で周知チラシの配布等を行い、派遣事業の周知を行った。
7月	・指定障がい福祉サービス事業者等集団指導で周知チラシの配布等を行い派遣事業の周知を行った。 ・地域自立支援協議会情報交換会で周知チラシの配布等を行い事業の周知を行った。 ・通訳・介助者に活動明細を送付する際、府外への派遣について周知を行った。
8月	・現任研修で通訳・介助者に令和6年度のヒヤリハットや事故報告、急なキャンセル時の取扱いについて周知を行った。
11月	・大阪府介護支援専門員研修で派遣事業について周知を行った。
その他	令和7年3月に実施した交流会で、盲ろう者に対し急なキャンセルの場合の取扱いについて周知を行った。(交流会欠席者には別途周知)

2. ヒヤリハット・事故報告について

(1)件数(令和7年2月～令和8年1月)

ヒヤリハット:7件

事故報告:15件

(2)内容

＜ヒヤリハットとして報告があったもの＞

- ・通訳・介助者が盲ろう者に、坂道の表面がデコボコしていることを伝えていなかったため、盲ろう者がつまずきそうになった。
- ・盲ろう者から ATM で入金操作を依頼されたが、通訳・介助者が操作を誤り、入金金額を間違えてしまった。
- ・通訳・介助者が道に迷い、活動開始時刻に遅れた。
- ・盲ろう者から直接派遣依頼を受けた通訳・介助者が、依頼を失念し、盲ろう者宅に行かなかった。(盲ろう者は通所できなかった。)

- ・盲ろう者がエレベーターに乗ろうとして隙間の幅を白杖で確認しようとした際、手から白杖が離れてしまい、隙間に落としそうになった。（通訳・介助者が素早く受け止めたため、落とさずに済んだ。）
- ・通訳・介助者が間違えて 20 円多い乗車券を購入してしまった。（差額を後日返金済み）
- ・盲ろう者から直接派遣依頼を受けた通訳・介助者が、依頼日を誤認し、盲ろう者が依頼した日とは別の日に盲ろう者宅を訪問した。盲ろう者もその誤りに気付かず、当日に本来支援に入る予定であった別の通訳・介助者の到着を待たずに出発した。その直後、本来支援予定であった通訳・介助者から事務局へ連絡があり、途中で通訳・介助を交替し、本来支援予定であった通訳・介助者が支援を行った。

<事故として報告があったもの>

- ・車道から歩道に上がる際、盲ろう者が小さな段差につまずき、盲ろう者が転倒した。（雨で白杖が滑ったことも原因。その後すぐ整形外科を受診し、怪我はなかった）
- ・食事配膳時、通訳・介助者が事前に説明しておらず、また、盲ろう者の隣にいなかったため、盲ろう者の右手人差し指が熱い小鍋のふちに触れ、やけどした。
- ・道路上に停車中の車を避けて歩いていたところ、車のサイドミラーに盲ろう者の手が接触してしまった。（盲ろう者に怪我はなし）
- ・駅構内の狭い通路を通行する際、通訳・介助者が必要な幅を確保していなかったため、盲ろう者の顔や膝が壁に接触した。（盲ろう者に怪我はなし）
- ・女性盲ろう者とエレベーターに乗った際、他の男性客の腰が盲ろう者に接触し、盲ろう者を怖がらせてしまった。通訳・介助者が事前に、他の客がいることを盲ろう者に伝えていなかった。
- ・コンビニに入店する際、自動ドアの扉が開ききる前に盲ろう者が入ろうとし、盲ろう者の右手が自動ドアに接触した。（盲ろう者に怪我はなし）
- ・買い物中に、カートを押した他の客と盲ろう者が接触しそうになり、通訳・介助者が両手を広げて阻止しようとしたため、盲ろう者が驚いてしまった。
- ・盲ろう者から IC カードを持っておくよう言われ、預かっていたが、活動終了時返却するのを忘れて持ち帰ってしまった。（後日盲ろう者宅へ行き返却）
- ・駅前の人通りの多い道路を歩いていた際、通訳・介助者が必要な幅を確保していなかったため、他の通行客に盲ろう者の右手が接触した。（盲ろう者に怪我はなし）
- ・次の電車を待つか盲ろう者に確認せず満員電車に乗り、盲ろう者の片足とバッグが電車の扉に挟まった。（盲ろう者に怪我はなし）
- ・通訳・介助者が盲ろう者宅へ向かう途中、駅構内で駆け込み乗車の他の客と接触し、転倒。救急搬送され、打撲と診断を受けた。（盲ろう者への派遣のキャンセル連絡は事務局が行った。）
- ・店内を移動中、通訳・介助者の不注意で、盲ろう者の頭が壁に接触した。（盲ろう者に怪我はなし）
- ・トイレに入る時、盲ろう者が「ここは慣れている場所だから一緒に入らなくて良い。」と言ったため、盲ろう者が1人で入り、足を踏み外し転倒した。
- ・盲ろう者から直接派遣依頼を受けた通訳・介助者が、事前確認が不十分だったために、盲ろう者宅に行かず、盲ろう者は通所できなかった。（盲ろう者から事務局に連絡があった）
- ・道路上で角を曲がる際、通訳・介助者の肩においていた盲ろう者の手がずり落ち、その拍子に盲ろう者がしりもちをついた。（盲ろう者は後日、骨折の診断を受ける）